

委託契約書

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は乙に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次の業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務の名称

安土城考古博物館第一期展示リニューアルに係る歳入確保業務

（2）委託業務の内容

「安土城考古博物館第一期展示リニューアルに係る歳入確保業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（3）委託期間

契約締結の日から令和7年3月17日までとする。

（4）委託料

寄附金募集目標額14,000,000円に対する委託料を●●円（消費税および地方消費税を含む。）とし、募集締切時の寄附金総額が寄附金募集目標額と異なる場合は、●●円を14,000,000円で除して得た割合を募集締切時の寄附金総額に乗じた金額（1円未満切り捨て）を委託料（消費税および地方消費税を含む。）とする。なお、募集締切時の寄附金総額が寄附金募集目標額に満たない場合は、委託料の精算に当たり変更契約書の作成は省略するものとする。

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を仕様書に従って実施しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

(進捗状況等の報告)

第5条 乙は、甲から委託業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

(委託業務の内容変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを決定する。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとする。

(履行期間の延長)

第8条 乙は、履行期間内に委託業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰することができないときは、甲は、相当と認める日数の履行期間の延長を認めるものとする。

(履行遅滞の違約金)

第9条 前条の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰すべきもので、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は違約金を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、確定委託料に対して履行期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

(寄附金の管理)

第10条 乙は、収納した寄附金について、その経理状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって保管の安全を図らなければならない。

(寄附金の払込)

第11条 乙は、募集開始日から募集締切日までに受付を行った寄附金について、別記様式による収納事務受託計算書および支援者に係る情報（寄附金額、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）を整理した寄附計算書を作成し、募集締切日の翌日から15日以内に、甲へ提出するとともに、委託者が指定する金融機関の口座へ払い込むものとし、そ

の際の振込手数料は受託者の負担とする。なお、当該寄附計算書の書式は、双方協議の上、決定する。

(検査)

第 12 条 乙は、委託業務を完了したときは、完了した翌日から起算して 30 日以内に、仕様書に定める委託内容に基づく業務実施報告書を作成し、甲へ提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務実施報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

(委託料の請求および支払)

第 13 条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、甲に対して、委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

4 前金払および部分払は、これを行わない。

(秘密の保持)

第 14 条 甲および乙は、相手方から秘密と指定された事項（ただし、公知の情報、公知となった情報、情報の受領者が既に知っていた情報、または第三者から取得した情報を除く。）および委託業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。ただし、法令による場合、または裁判所もしくは政府機関その他公的機関による命令、要求もしくは要請がある場合は、当該命令等に従うために必要な限度において当該情報を開示することができる。この事項については、契約期間の終了後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、委託業務を履行するに当たり個人情報を取り扱う場合は、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）の規定の遵守に関し、必要な措置を講ずるほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(甲の解除権)

第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、正当な理由がなく、委託業務に着手しないとき。
- (2) 乙が委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙またはその代理人もしくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施を妨げたとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約に基づく義務を履行せず、その是正を求める通知を受領後 15 日以内にこれを是正しないとき。
- (5) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

- 2 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（誓約書の提出）

第 17 条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨に則り、前条第 1 項第 5 号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）

第 18 条 乙は、この契約の履行に当たり第 16 条第 1 項第 5 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

（危険負担）

第 19 条 成果物の引渡し前に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

- 2 成果物の引渡し後に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品

についての損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲の負担とする。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項、またはこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

令和6年●月●日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙(受託者)は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙(受託者)は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第3 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙(受託者)自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第4 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用および提供の禁止)

第5 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲(発注者)の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために甲(発注者)から引き渡され、または乙(受託者)自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲(発注者)の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第8 乙(受託者)は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙(受託者)は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第9 甲(発注者)は、乙(受託者)がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙(受託者)は、甲(発注者)の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第10 甲(発注者)は、乙(受託者)がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いに

ついて、不適正と認めるときは、乙（受託者）に対して必要な指示を行うことができる。

（事故発生の報告）

第11 乙（受託者）は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲（発注者）に報告し、その指示に従わなければならない。

（契約解除および損害賠償）

第12 甲（発注者）は、乙（受託者）が「個人情報取扱特記事項」の内容に反していると認めるときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。

（再委託の禁止）

第13 乙（受託者）は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲（発注者）の書面により事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙（受託者）は、甲（発注者）の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲（発注者）が乙（受託者）に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

別紙

誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和6年 月 日

(宛先)

滋賀県知事 三日月 大造

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

(ふりがな) 〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

氏 名 _____

印

〔代表者の生年月日・性別〕

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)